# 議第73号

高山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例及び高山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

高山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例及び高山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年5月30日提出

高山市長 田 中 明

# 提案理由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び介護保険法施行規則の改正に伴い改正しようとする。

高山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例及び高山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (高山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 高山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例(平成26 年高山市条例第30号)の一部を次のように改正する。

# 改 正 前

(指定介護予防支援の業務の委託)

- 第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の 確保を図るため地域包括支援センター運営 協議会(介護保険法施行規則第140条の 66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援セ ンター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。

 $(2)\sim(4)$  (略)

# 改 正 後

(指定介護予防支援の業務の委託)

- 第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。

 $(2)\sim(4)$  (略)

(高山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 高山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例(平成26年高山市条例第31号)の一部を次のように改正する。

## 改 正 前

(人員に関する基準及び当該人員の員数)

第2条 一の地域包括支援センターが担当する 区域における第1号被保険者の数がおおむね 3千人以上6千人未満ごとに置くべき専らそ の職務に従事する常勤の人員の員数は、原則 として次のとおりとする。

#### 改 正 後

(人員に関する基準及び当該人員の員数)

第2条 一の地域包括支援センターが担当する 区域における第1号被保険者の数がおおむね 3千人以上6千人未満ごとに置くべき専らそ の職務に従事する常勤の人員の員数<u>(地域包</u> 括支援センター運営協議会(介護保険法施行 規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省 令」という。)第140条の66第1号イに 規定する地域包括支援センター運営協議会を (1) • (2) (略)

(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規 則(平成11年厚生省令第36号。以下「省 令」という。) 第140条の66第1号イ (3)に規定する主任介護支援専門員をいう。) その他これに準ずる者 1人

(運営に関する基準)

## 第3条 (略)

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会<u>(省令第140条の66第1号口(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)</u>の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

いう。以下同じ。)が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を専らその職務に従事する常勤の人員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。)は、原則として次のとおりとする。

(1) • (2) (略)

(3) 主任介護支援専門員(<u>省令</u>第140条の 66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専 門員をいう。) その他これに準ずる者 1 人

(運営に関する基準)

## 第3条 (略)

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、 公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。